

寝屋川市上下水道局災害時支援協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市の給水区域内に震度6弱以上の大規模な地震、漏水事故等（以下「災害」という。）が発生した際、寝屋川市が所有又は管理する水道施設の被害状況の早期把握及び応急給水体制の強化等の災害発生初期の応急活動の充実を図るため、寝屋川市上下水道局災害時支援協力員（以下「協力員」という。）制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 協力員は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害発生時において、自宅から参集場所までの途上における水道施設の被害状況等の情報収集及び寝屋川市への連絡
- (2) 寝屋川市が行う応急給水拠点における応急給水活動の補助

(参集)

第3条 協力員は、寝屋川市の給水区域内に震度6弱以上の地震が発生したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、あらかじめ指定された場所に参集するものとする。

- 2 協力員は、寝屋川市の給水区域内に前項に規定する地震以外の災害が発生したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、寝屋川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の要請に従い、その指定する場所に参集するものとする。

(指示)

第4条 協力員は、前条の規定により指定された場所に参集したときは、当該指定された場所の責任者の指示に従うものとする。

(登録の対象者)

第5条 協力員は、寝屋川市、守口市、枚方市、大東市、門真市、四條畷市及び交野市の区域内に居住し、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 水道事業体（寝屋川市水道事業企業及び他の地方公共団体その他民間の水道事業関係企業でこれに類する組織をいう。）又はライフライン関連企業（ガ

ス、電気、通信等のライフラインに関する企業をいう。)に勤務していた経験を有すること。

(2) 次条に規定する協力員としての登録の申込み又は第8条第1項に規定する更新の意思確認をした時点において、年齢が満75歳未満であること。

(3) 次条に定めるところにより協力員として登録を受けること。

(登録の申込み等)

第6条 協力員として登録を希望する者(以下「申込者」という。)は、別に定める期間内に、寝屋川市上下水道局災害時支援協力員登録申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送の方法で提出するものとする。

2 前項に規定する申込みがあったときは、これを審査し、その結果を書面で申込者に通知するとともに、次項に規定する登録台帳に登録する。

3 管理者は、災害時の連絡及び平常時の活動等に活用するため、登録台帳を整備するものとする。

(登録の有効期限)

第7条 協力員としての登録の有効期限は、前条第2項の規定により登録をした日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 有効期限経過後においても第5条に規定する要件(第3号に掲げるものを除く。)を満たす協力員に対しては、登録の有効期限の1か月前までに、登録の更新に係る意思確認を行うものとする。

2 前項に規定する確認の結果、更新の意思を確認したときは、協力員として再登録するものとする。

(登録の変更等)

第9条 協力員は、登録した内容に変更があったときは、速やかに寝屋川市上下水道局災害時支援協力員登録変更届を提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 協力員は、登録の取消しを希望するときは、寝屋川市上下水道局災害時支援協力員登録辞退届を提出するものとする。

2 管理者は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力員としての登録を取り消すことができる。

- (1) 協力員の有効期限内に規定する研修に参加しなかった場合
- (2) 前号に規定するもののほか、管理者が協力員として不適格と認めた場合
- (3) 前項の規定により寝屋川市上下水道局災害時支援協力員登録辞退届を提出した場合

(研修)

第11条 協力員は、寝屋川市が開催する応急給水拠点での応急給水活動に係る研修を定期的に受講するものとする。

(物品の貸与)

第12条 管理者は、協力員に対して、ブルゾン、Tシャツ、帽子及び腕章（以下「貸与物品」という。）を貸与するものとする。

- 2 協力員は、第2条に規定する活動又は前条に規定する研修の受講中は、貸与物品を着用するものとする。
- 3 協力員は、協力員としての登録の有効期限が満了し、又は第10条第2項の規定により協力員としての登録を取り消されたときは、貸与物品を速やかに返還するものとする。

(報酬等)

第13条 協力員の活動に対する報酬は、無償とする。

- 2 第3条に規定する参集及び第11条に規定する研修の参加に要する費用は、協力員の負担とする。
- 3 協力員は、前条の貸与物品を遺失したときは、実費により弁償するものとする。

(保険の加入)

第14条 管理者は、協力員が第2条の活動を行う際の事故等に備えて、協力員を被保険者とする保険に加入するものとし、当該保険に加入する場合に支払う保険料は、寝屋川市上下水道局が負担する。

(委任等)

第15条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、上下水道局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市上下水道局災害時支援協力員制度実施要綱（以下「新要綱」という。）第5条第2号の規定は、施行日以後に協力員として登録される者について適用し、施行日前に協力員として登録された者については、なお従前の例による。

3 要綱第12条第1項の規定は、施行日以後に協力員に対し貸与する物品について適用し、施行日前に協力員に対し貸与する物品については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市上下水道局災害時支援協力員制度実施要綱第5条第1号及び第6条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に協力員として登録される者について適用し、施行日前に協力員として登録された者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。